

### 患者等搬送事業者について

中予地域の消防本部では、救急車を利用するほど緊急性は無いが医療機関を受診したい時、入退院や転院の時、社会福祉施設などへの送迎の時に、ストレッチャーや車椅子を使用して搬送する民間事業者で申請があった場合、下記の基準に適合する事業者に対し「患者等搬送事業者」として認定しています。

(1) 事業者としての質の担保

許可・登録（一般乗用旅客・特定旅客・自家用有償旅客）の確認

(2) 乗務員としての質の担保

乗務員講習の実施及び乗務員適任証の交付

乗務員定期講習の実施（継続的な再教育）

(3) 搬送車両の質の担保

十分な緩衝装置、換気及び冷暖房装置、業務を実施するために必要なスペース

緊急連絡に必要な設備

(4) 積載資機材の質の担保

呼吸管理用資器材、保温・搬送用資器材、創傷等保護用資器材、消毒用資器材

その他の資器材

患者等搬送事業者等のご利用等お問い合わせは、各事業者にご直接お願いします